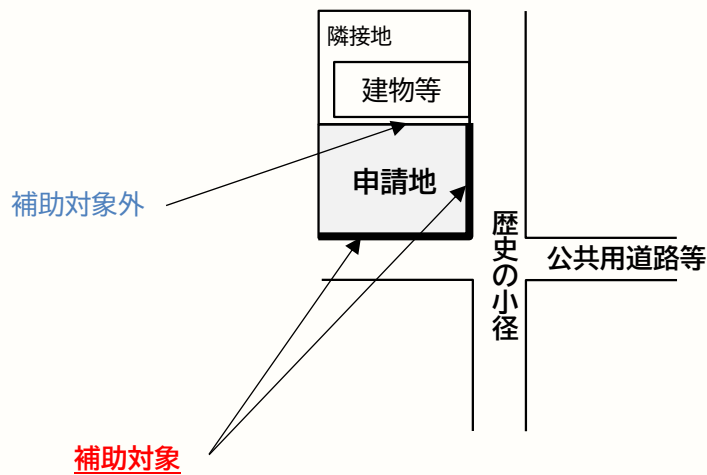


◆ 補助対象範囲(『公共用道路に面する場所』)について 補足

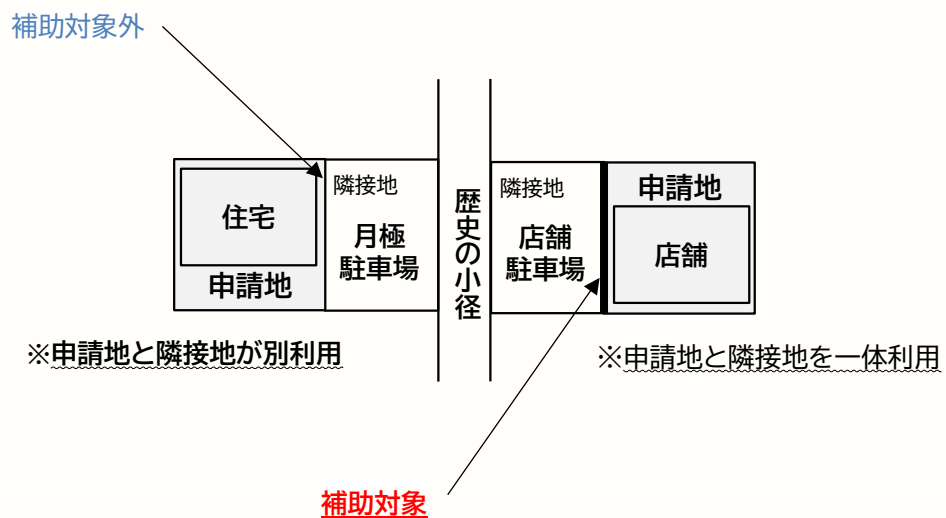
- (1) 土地が歴史の小径に面している敷地で、歴史の小径から視認でき、歴史的街並みとしての視覚効果が高いもの

例)



- (2) 歴史の小径に面している土地に隣接する土地で、歴史の小径に面している土地を含めて一体的に利用するもので、歴史の小径から視認でき歴史的街並みとしての視覚効果が高いもの

例)



※ 現地の状況等により、補助対象にならない場合もあるため、必ず都市計画課までご相談ください。